



# 事務所だより 9月号

西田成希税理士事務所

白露の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今月は、テニスの記事ではありません(>\_<)。さすがにこの暑さ、テニスは2回で止めておきました(「2回やったんかい!」ってツッコまれそうですが…)。

ところで、今月号、気づきましたか?『NO.144』です。2005(平成17)年の10月から始めたので、まる12年です!(^^)!。最初はA4用紙に2枚。記事も2つ。近況報告(?)もなし。もちろん写真もなし…。写真は、2009(平成21)年の2月号からでした。それを考えると、今は内容が充実したのかどうか…。近況報告は明らかにネタ切れですが(T\_T)。

ネタ作りプラス9月のテニスシーズンに向けてリフレッシュ!スーパー銭湯に行ってきました(^^)。もともとのお風呂大好き人間なのですが、休日はテニスで時間がつぶれて、温泉や銭湯に行く機会がありません。大きなお風呂に入るのは本当に久しぶりです(お風呂掃除もいらないし…)。

まずは場所選び。近くの芦屋市立「あしや温泉」は、銭湯なのでサウナや露天風呂がありません。民間の「水春」は、今どきのスーパー銭湯ですが、なにぶん高いので却下。ネットで検索していると尼崎に「蓬川温泉・みずきの湯」というのを見つけました。まだ新しくて施設も充実しています。料金も割とリーズナブルです(大人750円<岩盤浴は別途800円>)。岩盤浴なしのコースにしましたが、気分はウキウキです。

着替えてサウナへ直行。そのあともサウナに2回、マッサージ用の塩が置いてあるサウナに1回(顔に塩を塗ったらヒリヒリしたので1回で終わり(\*\_\*))。電気風呂に3回(テニスのために入念にマッサージ)。もちろん露天風呂や五右衛門風呂にも入ってきました(^^)。お湯は炭酸泉でシュワシュワな感じです。休憩室で漫画を読んで少し寝たらあっという間に夕方です。そのあと、またお風呂に入って寝汗を流しました。昼過ぎから夕方までのんびりできました。また行きたいですね(^^)。皆様は、この夏どのように過ごされましたか?

では、事務所だより9月号をお送りします。9月も暑そうです。お体には十分お気を付けてください。



電気風呂です。ビリビリ、キツかったです。意地になって浸かってました。



ここは、塩が置いてあるサウナです。塩は顔に塗るものではないらしい…。写真はすべてホームページから

歩いて廻るお風呂です。足裏マッサージができるみたいです。ここは唯一入りませんでした。次回の楽しみに!



## ☆ お知らせ (平成29年9月の税務)

期限	項目
9月11日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月2日	7月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	1月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

## ☆ 年金受給資格期間10年で受給可能に

### ◆ 資格期間10年で年金受給できる

今まで老齢年金を受給できる年金受給資格期間は原則25年以上必要でしたが、平成29年8月より10年以上となりました。資格期間が25年未満で年金を受給できなかった方も、期間が10年以上あれば受け取れるようになりました。受給資格期間には保険料を納めた期間の他、加入していたとみなされる期間も含めて合算されます。

- ①国民年金保険料を納めた期間や免除期間
- ②サラリーマンで船員保険を含む厚生年金保険や共済組合の加入期間
- ③年金制度に加入していなくても資格期間に加えられる合算対象期間(カラ期間)

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年(120月)以上あれば年金が受け取れるようになりましたが、年金の額は40年間保険料を納めた場合が満額で保険

料を納めた期間に応じて支給されます。

◆ 対象となる方の手続き

期間が足りなかった方で資格期間が 10 年以上 25 年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が生年月日毎に平成 29 年の初めより既に次のように送付されています。

① 2 月下旬～3 月下旬

大正 15 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生まれ

② 3 月下旬～4 月下旬

昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生まれ

③ 4 月下旬～5 月下旬

昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 26 年 7 月 1 日生まれ

④ 5 月下旬～6 月下旬

昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 10 月 1 日生まれの女性及び昭和 30 年 8 月 1 日生まれの男性

⑤ 6 月下旬～7 月上旬

昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 32 年 8 月 1 日生まれの女性及び大正 15 年 4 月 1 日以前生まれ

◆ 該当する方は手続きを忘れずに

現段階で資格期間 10 年以上 25 年未満のほぼ全員に送付されているはずですので確実に年金請求書を提出したいものです。8 月分 (10 月に支給) より受給できます。なお、加入期間 10 年未満の方にも年内にはお知らせが届く予定です。

☆ 増税後の相続がとうとうターゲットに

国税当局の一斉人事異動からしばらく経ち、当局が本格的に税務調査に取り組む時期になりました。相続税では、基礎控除額が引き下げられた平成 27 年分の相続が調査対象になります。マンパワー不足を嘆く国税当局が調査数を急増させることは考えにくいのですが、課税対象者は一気に増えており、調査先選定や調査自体の質を高めて「取れるところから取る」という姿勢を強めることは間違いありません。

国税庁が昨年 11 月にまとめた最新の調査実績報告書には、平成 27 事務年度 (27 年 7 月～28 年 6 月) の相続税調査は「平成 25 年に発生した相続を中心に実施した」と記されています。この年に限ったことではなく、過去の報告書を見ても、調査は発生から 2 年以上経過した相続を対象にしていることが分かります。相続税が増税となった平成 27 年に発生した相続は、29 事務年度、つまり今年 7 月～来年 6 月に本格的に調査されることとなります。

相続税の基礎控除額が引き下げられた影響により、平成 27 年に相続税の課税対象になった相続は前年から 1.8 倍に増え、10 万 3043 件となりました。ここ数年の相続税調査数が 1 万 2 千件であることを考えると、今年度も同数であれば、納税額がある相続 8～9 件のうち 1 件は

調査対象になります。財産が少ないからと言って安心はできません。

☆ どの資格も受験者数減…税理士試験は？

◆ 7 年間で 3 割減少した税理士試験申込者数

毎年 8 月は、年に一度の税理士試験。今年 (第 67 回) も全国 14 か所の試験会場で 8 月 8 日～10 日の日程で実施されました。台風 5 号の影響もあり、悪天候の中で試験に臨まれた方も多かったはず。受験生のみなさんは本当にお疲れさまでした。

国税審議会公表の今回の受験申込数は 4.1 万人。他の資格試験同様に、税理士試験も減少傾向にあります。平成 23 年には約 6 万人の申込みがありましたので、7 年の間に約 7 割に減少したということになります。

◆ 働きながら 1.4 科目受験が一般的受験者像

税理士試験は、よく「働きながら受けることができる資格試験」の代表格といわれています。この試験が「科目選択制度」と「科目合格制度」という特徴を持っているからです。税理士試験は 11 科目中 5 科目合格すればよい試験。必ず選択しなければならない「必修科目」(簿記論・財務諸表論) や、どちらかを選択しなければならない「選択必修科目」(法人税法又は所得税法) はありますが、基本的には難易度や勉強量、将来の必要性に応じ、受験のプランニングができます。科目の合格率は 10～15% ですが、5 科目といってもすべて同時に受験する必要はなく、一度合格した科目に有効期限はありませんので、働きながら一科目ずつ確実に合格していけばよいわけです (昨年の平均受験科目数は 1.38 科目)。病気、転職、子育てや介護などで勉強を中断しても受験を続けることもできます。

今年で 67 年も実施されているという実績があることから、一科目合格でも、履歴書に書くことができるのは魅力の一つです。

◆ HP から読める？若者は長い受験期間を敬遠

このような試験であることから、税理士試験は「受験期間が長くなりがち」という一面もっています。資格の専門学校は「短期合格」を宣伝していますが、国税庁 HP の統計を読めば、容易でないことが分かります (机上では、年受験科目数 1.38 × 合格率 12% = 期待値約 0.17。5 科目 ÷ 0.17 = なんと約 29 年)。10 年以上かけての合格はザラです。これでは若い方に敬遠されてしまいます。

実際、41 歳以上の受験生の 5 年間の統計は 1.1 万人と横ばいですが、25 歳以下の受験生は 7.7 千人から 4.5 千人と約 4 割減 (会計科目受験生も 4 割減です)。最近では若い税理士の先生の中で、大学院に通われた「試験免除組」が増えている気がします。私？もちろん 5 科目受験して合格していますよ！

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488